

青森県報

号外第四十二号

令和七年
四月一日
(火曜日)

目 次

告 示

○包括外部監査契約の締結……………	(行政経営課) …… 一
○学校法人等の収益事業の種類の一部改正……………	(県民活躍推進課) …… 一
○県内全域を青森県中央福祉事務所の所管区域とする事務……………	(健康医療福祉政策課) …… 二
○二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所の指定……………	(農村整備課) …… 二
○漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正……………	(漁港整備課) …… 四
○二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定……………	(監理課) …… 四
○三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額……………	(教育文化課) …… 六
教育委員会	
○公印の廃止……………	(職員福利課) …… 六
○公印の調製……………	(同) …… 七
人事委員会	
○労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………	(事務局) …… 七
公安委員会	

告 示

青森県告示第二百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により令和七年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和七年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
高橋 政嗣
青森市古川一丁目一〇の二
- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の算定方法
 - 1 基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。
 - 2 支払方法
費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百四十三号

平成二十二年四月一日青森県告示第二百四十四号(学校法人等の収益事業の種類)の一部を次のように改正する。

○少年指導委員の委嘱……………(人身安全課) …… 七

雑 報

○令和七年度調理師試験の実施について……………(保健衛生課) …… 八

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

本文中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に、「第六十四条第五項」を「第一百五十二条第六項」に、「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改め、表中「日本標準産業分類（平成二十五年十月三十日総務省告示第四百五号）の分類表」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類」に改める。

青森県告示第二百四十四号

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）第九条第四項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第五十二条第三項の規定により、障害児福祉手当に関する事務並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務のほか、県内全域を青森県中央福祉事務所の所管区域とする事務を次のとおり定め、平成二十五年四月一日青森県告示第三百六号（県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務）は、廃止する。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務
- 二 社会福祉連携推進法人の指導監査に関する事務
- 三 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の規定による社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）の設置者の監督に関する事務
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等の監督に関する事務
- 五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅サービス等を行う者等の監督に関する事務
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定による登録略

痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の監督に関する事務

- 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による障害福祉サービス事業又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者の監督に関する事務
- 八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者の監督に関する事務
- 九 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、一時預かり事業又は病児保育事業を行う者の監督に関する事務

青森県告示第二百四十五号

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）第十条第八項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第九十五条第五項の規定により、二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所を次のとおり指定し、平成十九年四月一日青森県告示第二百六十四号（二以上の地域県民局の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する地域県民局の指定）は、廃止する。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二以上の農林水産事務所にわたる事務	二以上にわたる農林水産事務所名	二以上にわたる事務を分掌する農林水産事務所名
国営岩木川左岸（一期）地区かんがい排水事業に関する事務	青森県中南農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所
国営岩木川左岸（二期）地区かんがい排水事業に関する事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所

県営早瀬野ダム地区 基幹水利施設管理事 業に関する事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中南農林水産事務所
県営二庄内ダム地区 基幹水利施設管理事 業に関する事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中南農林水産事務所
県営浪岡ダム地区基 幹水利施設管理事業 に関する事務	青森県東青農林水産事務所 青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県東青農林水産事務所
県営夕顔関頭首工地 区基幹水利施設管理 事業に関する事務	青森県東青農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所
県営相原排水機場地 区基幹水利施設管理 事業に関する事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中南農林水産事務所
県営中泉排水機場地 区基幹水利施設管理 事業に関する事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中南農林水産事務所
県営南津軽地区基幹 施設管理体制整備事 業に関する事務	青森県東青農林水産事務所 青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中南農林水産事務所
県営北津軽地区基幹 施設管理体制整備事 業に関する事務	青森県東青農林水産事務所 青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所
県営上北地区基幹施 設管理体制整備事業 に関する事務	青森県三八農林水産事務所 青森県上北農林水産事務所	青森県上北農林水産事務所

県営久保ダム地区 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全 型)に関する事務	青森県三八農林水産事務所 青森県上北農林水産事務所	青森県上北農林水産事務所
県営久井名地区水利 施設整備事業(基幹 水利施設保全型)に 関する事務	青森県東青農林水産事務所 青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中南農林水産事務所
県営四和ダム地区防 災ダム事業に関する 事務	青森県三八農林水産事務所 青森県上北農林水産事務所	青森県上北農林水産事務所
県営砂沢放水路地区 農業水利施設保全合 理化事業(長寿防災 型)に関する事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所
県営中畑揚水機場地 区広域農業用水適正 管理対策事業に関す る事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所
県営廻堰揚水機場地 区広域農業用水適正 管理対策事業に関す る事務	青森県中南農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県西北農林水産事務所

県営金左衛門地区た め池等整備事業（緊 急防災工事）に関す る事務	青森県東青農林水産事務所 青森県西北農林水産事務所	青森県中農林水産事務所 青森県中農林水産事務所
--	------------------------------	----------------------------

青森県告示第二百四十六号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第二百二十八号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもって公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一号の表久栗坂漁港の項を削る。

第二号中「令和二年二月二十六日」を「令和七年四月一日」に改める。

別図二十八を次のように改める。

別図二十八

削除

青森県告示第二百四十七号

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）第十三条第三項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第一百八条第二項

の規定により、二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所を次のとおり指定し、平成十九年四月一日青森県告示第二百六十五号（二以上の地域県民局の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する地域県民局の指定）は、廃止する。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる道路に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）を分掌する県土整備事務所

二以上の県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所名	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名
一般国道百一号に関する事務（大釈迦スノーシェットの部分に係るものに限る。）	青森県東青県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所
一般国道三百三十八号に関する事務（泊・白糠トンネルの部分に係るものに限る。）	青森県上北県土整備事務所 青森県下北県土整備事務所	青森県下北県土整備事務所
県道八戸野辺地線に関する事務（第二奥入瀬川橋の部分に係るものに限る。）	青森県三八県土整備事務所 青森県上北県土整備事務所	青森県上北県土整備事務所
県道鱈ヶ沢蟹田線に関する事務（やまなみトンネルの部分に係るものに限る。）	青森県東青県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所

県道八戸百石線に関する事務（開運橋の部分に係るものに限る。）	青森県三八県土整備事務所 青森県上北県土整備事務所	青森県上北県土整備事務所
県道岩木山環状線に関する事務（上鳴沢橋の部分に係るものに限る。）	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所
県道五所川原岩木線に関する事務（幡竜橋の部分に係るものに限る。）	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所
県道十腰内陸奥森田停車場線に関する事務（もとみあい橋の部分に係るものに限る。）	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県中南県土整備事務所
県道戸来十和田線に関する事務（五渡橋の部分に係るものに限る。）	青森県三八県土整備事務所 青森県上北県土整備事務所	青森県上北県土整備事務所
県道常海橋銀線に関する事務（常福橋の部分に係るものに限る。）	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所

二 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可に関する事務が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる場合の当該許可に関する事務を分掌する県土整備事務所は、当該許可の申請を最初に受けた

県土整備事務所とする。
三 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる河川に関する事務を分掌する県土整備事務所

二以上の県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所名	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名
一級河川山田川に関する事務	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所
一級河川十川に関する事務（北津軽郡板柳大字滝井字川崎六三の八地先の頭首工（以下「滝井頭首工」という。）上流端から下流の部分に係るものを除く。）	青森県東青県土整備事務所 青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県中南県土整備事務所
一級河川十川に関する事務（滝井頭首工上流端から下流の部分に係るものに限る。）	青森県東青県土整備事務所 青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所
一級河川浪岡川に関する事務（北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五一の一地先の町道橋上流端から下流の部分に係るものを除く。）	青森県東青県土整備事務所 青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県東青県土整備事務所
二級河川中村川に関する事務	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所

二級河川中川沢に関する事務	青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県西北県土整備事務所
二級河川奥入瀬川に関する事務	青森県三八県土整備事務所 青森県上北県土整備事務所	青森県上北県土整備事務所
二級河川後藤川に関する事務	青森県三八県土整備事務所 青森県上北県土整備事務所	青森県上北県土整備事務所

四 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる下水道に関する事務を分掌する県土整備事務所

二以上の県土整備事務所にわたる事務	二以上にわたる県土整備事務所名	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名
岩木川流域下水道に関する事務	青森県東青県土整備事務所 青森県中南県土整備事務所 青森県西北県土整備事務所	青森県中南県土整備事務所
馬淵川流域下水道に関する事務	青森県三八県土整備事務所 青森県上北県土整備事務所	青森県三八県土整備事務所

五 一般国道三百三十八号の白糠バイパスの建設の事業の用に供する用地の買収及び補償並びに用地の買収に伴う登記の嘱託に関する事務を分掌する県土整備事務所は、青森県下北県土整備事務所とする。

青森県告示第二百四十八号

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

令和七年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	観 覧		金 額（一回につき）
	特別展「縄文時代の「縄じまり」の観覧	特別展「縄文時代のおわり」の観覧	
個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	八百九十円（学生にあつては、四百五十円）
団体（二十人以上のものに限る。）	個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）	個人（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者一人につき） 七十九円（学生にあつては、四百円）	九百九十円（学生にあつては、五百円）

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

令和七年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

令和七年四月一日

青森県教育委員会

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月25日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 再試験日時

令和7年12月13日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで(災害等により(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施)

(3) 試験会場

青森県観光物産館アスパム(青森市安方一丁目1番40号)

2 受験申請書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和7年5月7日(水曜日)から6月3日(火曜日)まで

(2) 配布場所

公益社団法人調理技術技能センター

青森県健康医療福祉部保健衛生課

県内各保健所

青森市保健所、八戸市保健所

3 受験申請書類の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

令和7年5月7日(水曜日)から6月3日(火曜日)まで(当日消印有効)

東京都中央区日本橋蛸留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 受験申請書類の郵送対応(青森県外などの遠隔地にお住まいの方)

令和7年5月7日(水曜日)から5月16日(金曜日)到着分まで

請求先は(1)と同じ

※住所、氏名、郵便番号を記した返信用封筒を請求先に送付

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

令和7年12月12日(金曜日)午前10時

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板及びホームページ
県内各保健所掲示板(ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。)

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス
<https://chouri-ggc.or.jp>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康医療福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭